

令和2年度 宝石台自治会総会

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 資格審査結果報告
- 3 会長あいさつ
- 4 議長選出
- 5 議 事

書面による総会のため、1から4、6は省略させていただきます。

また、5 議事の議案につきましては、3月28日付けの回覧でお知らせしました通り、委任状の数が規定の数を超えておりますので、事前に役員会で審議し承認を得たことで、総会での承認を得たものとさせていただきます。

議案第1号 令和2年度 宝石台自治会活動報告について

議案第2号 令和2年度 宝石台自治会収支決算報告について

会計監査報告

議案第3号 令和3年度 宝石台自治会活動計画(案)について

議案第4号 令和3年度 宝石台自治会予算(案)について

議案第5号 令和3年度 宝石台自治会規約改訂(案)について

議案第6号 令和2年度 さくら地区交通安全協会宝石台支部活動報告について

議案第7号 令和2年度 さくら地区交通安全協会宝石台支部決算報告について

会計監査報告、会計報告

議案第8号 令和3年度 さくら地区交通安全協会宝石台支部活動計画(案)について

議案第9号 令和3年度 さくら地区交通安全協会宝石台支部予算(案)について

議案第10号 令和3年度 役員名簿 (案) について

新役員あいさつ

- 6 閉会のことば

議案第1号 令和2年度宝石台自治会活動報告

計 画			実 績	
月度	活動内容	事業担当	実施日	内容
通年	防犯灯一斉点検・道路点検	役員・地区委員	通年	各地区からの打ち上げにより、都度対応を行った。
5月	各公園監視及び自治会備品確認	役員・地区委員	5月	(コロナウイルス感染予防のため中止)
	春季美化キャンペーン	保健委員	5月	(コロナウイルス感染予防のため中止)
6月	公民館対抗ソフトボール大会	公民館長・体育委員	6月	(コロナウイルス感染予防のため中止)
8月	宝石台夏祭り	自治会	8月30日(日)	大抽選会の実施(夏祭りはコロナウイルス感染予防のため中止)
9月	敬老のつどい(敬老会)	公民館長	9月	(コロナウイルス感染予防のため中止)
10月	スポーツレクレーション	体育委員	10月	(コロナウイルス感染予防のため中止)
	秋季美化キャンペーン	保健委員	10月	(コロナウイルス感染予防のため中止)
11月	公民館対抗ソフトボール大会	公民館長・体育委員	11月	(コロナウイルス感染予防のため中止)
12月	ミニサッカー大会	体育委員	12月	(コロナウイルス感染予防のため中止)
2月	高根沢町災害対応訓練	自治会	2月	(コロナウイルス感染予防のため中止)
3月	会計監査	会計・前年度会計	4月 4日(日)	監査委員、会計、会長、副会長にてエコハウスで実施
	総会	自治会	4月	(コロナウイルス感染予防のため書面による総会に変更)
	各公園監視及び自治会備品確認	役員・地区委員	2月 7日(日)	11月15日と併せて物置備品移動時(*)に役員にて確認 異常なし

令和2年度運営委員		
役員	地区委員	班 長
会長 野口昌宏	1丁目A 福田修司	各班長
副会長 中津 仁	1丁目B 井上幸男	各班長
副会長 桐花 仁	2丁目A 堤 孝裕	各班長
公民館長 佐藤正敏	2丁目B 大類寛之	各班長
企画 三浦竜也	3丁目 関根達男	各班長
保健委員 里 周二	4丁目 中曾根牧人	各班長
体育委員 桐花 仁	5丁目 杉山 正典	各班長
会計 金子 誠		

(*)物置備品移動 ふれあい公園内の公衆トイレ新設に伴う旧物置の取り壊しのため、物置内の備品一切を一時あおぞら公園内物置に移動し(11/15)、さらに物置新設とともに、あおぞら公園物置に一時保管した備品をふれあい公園物置に再度移動(2/7)した。

議案第2号 令和2年(2021)度 宝石台自治会収支決算報告書

1.収入の部

項目		本年度予算額	本年度決算額	備考
前年度繰越金		1,209,714	1,209,714	
自治会費	会費	1,324,800	1,307,515	既存会員 2,500×520戸 中途入会会員(7戸) 7,515
	消防協力費	816,000	777,625	既存会員 1,500×515戸 ※消防団員5名を除く 中途入会会員(7戸) 5,125
	交通安全協会費	0	3,900	既存会員 300×6戸=1,800 中途入会会員(7戸) 2,100
	小計	2,140,800	2,089,040	
補助金	公園管理費補助	100,000	0	
	自治公民館活動推進費	30,000	0	
	道路・河川愛護費補助	15,800	0	
	高根沢町敬老の集い	91,000	0	
	秋季合同美化キャンペーン	0	0	
	赤い羽根共同募金地域助成事業	50,000	0	
	高根沢町自治会活動支援交付金	0	215,000	
	高根沢町生涯課	0	30,000	
小計	296,800	245,000		
雑収入	利息	16	15	
	祝い金	0	0	
	その他	0	0	
	小計	16	15	
合計		3,647,330	3,543,769	

2.支出の部

項目		本年度予算額	本年度決算額	備考
総務費	事務費	50,000	33,646	
	自治会保険料	150,000	128,460	
	募金	57,500	0	
	運営委員報酬	206,000	294,000	
	小計	463,500	456,106	
環境部費	美化キャンペーン	110,000	0	R2年度は開催なし
	備品・ゴミ袋補充	25,000	0	
	倉庫移設(ふれあい公園)	0	492,229	
小計	135,000	492,229	ふれあい公園倉庫新設	
公民館費	小計	180,000	0	敬老のつどい廃止
企画部費	小計	800,000	190,780	夏祭りを抽選会に変更(景品代)
体育部費	体育祭	0	0	R2年度は開催なし
	ソフトボール大会	30,000	0	
	ソフトバレーボール大会	30,000	0	
	ミニサッカーボール大会	30,000	0	
	小計	90,000	0	
活動費	ゴミステーション	0	33,634	看板費,清掃備品費等
	消防協力費	841,500	777,625	1500円/年・世帯の支出
	交通安全協会会費	0	3,900	
	あおぞら/ふれあい育成会助成金	100,000	100,000	
	育成会夏祭り助成金	50,000	0	夏祭り開催なしのため
	宝光会(敬老会)助成金	50,000	50,000	
	町防犯協議会宝光台支部助成金	25,000	0	
	小計	1,066,500	965,159	
合計		2,735,000	2,104,274	

3.残高

本年度繰越金	912,330	1,439,495
--------	----------------	------------------

4.委託金の部


項目	収入	支出	備考
緑の募金	8,000	8,000	¥100x80件
日本赤十字社費	67,000	67,000	¥500x134件
社会福祉協議会費	57,500	57,500	¥500x115件
共同募金	41,400	41,400	¥600x69件
愛の基金募金	13,800	13,800	¥200x69件
合計	187,700	187,700	

監査報告


令和 2 年度宝石台自治会の経理について、
令和 3 年 4 月 4 日監査を行った結果、その
使途・証票・諸帳簿は適正なことを認めま
す。

令和 3 年 4 月 4 日

会計監査委員

岩附 加織 

会計監査委員

豊福 尚子 

議案第3号 令和3年度 宝石台自治会活動計画(案)

月度	活動内容	事業担当	場所
5月	各公園監視および自治会備品確認	公民館長	あおぞら・ふれあい公園
	春季美化キャンペーン	保健委員	シンボルロードの美化活動
7月	公民館対抗ソフトボール大会	公民館長 体育委員	場所は抽選にて決定
8月	宝石台夏祭りおよび大抽選会	企画、企画補佐	ふれあい公園
10月	スポーツレクリエーション	体育委員	場所は抽選にて決定
	秋季美化キャンペーン	保健委員	シンボルロード、各公園の清掃
11月	公民館対抗ソフトバレーボール大会	公民館長 体育委員	場所は抽選にて決定
12月	ミニサッカー大会	体育委員	場所は抽選にて決定
2月	高根沢町災害対応訓練	会長	西小
3月	会計監査	会計、監査委員	適宜
	各公園監視および自治会備品確認	公民館長	あおぞら・ふれあい公園
	総会	会長	宝積寺タウンセンター

* コロナ感染症予防のため、行事が中止または延期になることがあります。

議案第4号 令和3年(2022)度 宝石台自治会予算(案)

1.収入の部

項目		本年度予算額	前年度決算額	備考
前年度繰越金		1,439,495	1,209,714	
自治会費	会費	1,317,500	1,307,515	既存会員 2,500×527戸
	消防協力費	0	777,625	R3年度から任意募金に変更のため
	交通安全協会費	0	3,900	
	小計	1,317,500	2,089,040	
補助金	公園管理費補助	0	0	
	自治公民館活動推進費	0	0	
	道路・河川愛護費補助	0	0	
	高根沢町敬老の集い	0	0	
	秋季合同美化キャンペーン	0	0	
	赤い羽根共同募金地域助成事業	0	0	
	高根沢町自治会活動支援交付金	215,000	215,000	
	高根沢町生涯課	30,000	30,000	
小計	245,000	245,000		
雑収入	利息	15	15	
	祝い金	0	0	
	その他	0	0	
	小計	15	15	
合計		3,002,010	3,543,769	

2.支出の部

項目		本年度予算額	本年度決算額	備考
総務費	事務費	50,000	33,646	
	自治会保険料	150,000	128,460	
	募金	0	0	
	運営委員報酬	294,000	294,000	
	小計	494,000	456,106	
環境部費	美化キャンペーン	110,000	0	R2年度は開催なし
	備品・ゴミ袋補充	25,000	0	
	倉庫移設(ふれあい公園)	0	492,229	
小計	135,000	492,229	ふれあい公園倉庫新設	
公民館費	小計	0	0	敬老のつどい廃止
企画部費	小計	800,000	190,780	夏祭りを抽選会に変更(景品代)
体育部費	体育祭	0	0	
	ソフトボール大会	30,000	0	
	ソフトバレーボール大会	30,000	0	R2年度は開催なし
	ミニサッカーボール大会	30,000	0	
	小計	90,000	0	
活動費	ゴミステーション	0	33,634	看板費,清掃備品費 等
	消防協力費	0	777,625	1500円/年・世帯の支出
	交通安全協会会費	0	3,900	
	あおぞら/ふれあい育成会助成金	100,000	100,000	
	育成会夏祭り助成金	50,000	0	夏祭り開催なしのため
	宝光会(敬老会)助成金	50,000	50,000	
	町防犯協議会宝光台支部助成金	25,000	0	
	小計	225,000	965,159	
合計		1,744,000	2,104,274	

3.残高

本年度繰越金	1,258,010	1,439,495
--------	------------------	------------------

4.委託金の部

項目	収入	支出	備考
緑の募金	-	-	
日本赤十字社費	-	-	
社会福祉協議会費	-	-	
共同募金	-	-	
愛の基金募金	-	-	
合計	-	-	

議案第 5 号 宝石台自治会規約改訂について

自治会費の規約変更について

第 23 条 (会費)

(新)

1 会の継続会員会費は 1 世帯年額 2500 円と任意の寄付金 (消防協力費 1500 円を含む) とする。毎年 4 月以降に意向確認を行い、各戸の会費を決定し一括払いとする。新入会員の会費は義務費の 2700 円 (交通安全協会費 200 円含) と任意の寄付金 (消防協力費 1500 円を含む) とする。

(旧)

1 会の会費は 1 世帯年額 4,200 円と寄付金 (任意) とする。毎年 4 月に意向確認を行ない各戸の会費を決定し一括払いとする。継続会員は 4,000 円とする。

令和2年度 さくら地区交通安全協会宝石台支部活動報告

月 日	活 動 内 容	備 考
令和2年3月15日	交通安全協会支部引き継ぎ	タウンセンター
<p>新型コロナウイルスにより 活動なし</p>		
令和3年3月14日	交通安全協会支部引き継ぎ	タウンセンター

交通安全協会宝石台支部役員名

支部長	佐竹 直也	4丁目
副支部長	辻本 深月	3丁目
副支部長	高村 則彦	5丁目
書記	カトラル ロナルド ニック	2丁目
会計	竹内 道男	1丁目

令和2年度 さくら地区交通安全協会宝石台支部決算報告書

収入の部

科目	予算額	決算額	備考
会費	0	0	
助成金	50,000	50,000	さくら地区交通安全支部活動費
補助金	0	0	高根沢町交通安全対策協議会
繰越金	518,363	518,363	令和1年度繰越金
雑収入	0	6	銀行預金利息
合計	568,363	568,369	

支出の部

科目	予算額	決算額	備考
事業費	100,000	0	活動なし
交際費	10,000	0	活動なし
会議費	5,000	0	活動なし
事務費	5,000	0	活動なし
交通通信費	30,000	0	活動なし
繰越金	418,363	568,369	
合計	568,363	568,369	

会計監査

令和2年度会計報告につきまして監査いたしましたところ、帳簿等におきまして相違ないことを報告いたします。

令和3年 3月 29日

会計監査委員

辻本 深月



会計監査委員

カトリル ロナルド ニック



令和2年度 さくら地区交通安全協会宝石台支部 会計報告

月	日	摘 要	収入金額	支出金額	差引金額	備 考
R2年						
4	1	繰越金	518,363		518,363	
8	12	さくら地区交通安全協会助成金	50,000		568,363	
		銀行預金利息	6		568,369	
R3年						
3	31	次年度繰越金		568,369		
合 計			568,369	568,369	0	

令和3年度(2021年度) さくら地区交通安全協会宝石台支部活動計画 (案)

イベント月	項目
5月	春の交通安全運動への参加・協力 (5/11~5/20) ⇒ コロナ影響により中止
5月	さくら地区交通安全協会理事会
6月	さくら地区交通安全協会定期総会
6月	高根沢町交通安全協会理事会
9月	秋の交通安全運動への参加・協力
11月	情報の森栃木地域懇談会
12月	さくら地区交通安全功労者表彰式等
2月	会計監査
3月	自治会総会

令和3年度(2021年度) さくら地区交通安全協会宝石台支部予算 (案)

収入の部

科目	予算額	備考
会費	0	新規加入者 1戸 300円
助成金	50,000	さくら地区交通安全助成金 (7月入金予定)
繰越金	568,369	
銀行預金利息	0	銀行預金利息
合計	618,369	

支出の部

科目	予算額	備考
事業費	100,000	備品整理用品等
交際費	10,000	交通安全運動横断幕設置の御礼
会議費	5,000	推進会議お茶代
事務費	5,000	コピー用紙等
交通通信費	30,000	支部長：¥10,000 副支部長/会計/書記：¥5,000
繰越金	468,369	
合計	618,369	

議案第10号 令和3年度 役員名簿 (案)

● 宝石台自治会

敬称略

役職	氏名	地区	班
会長	野口 昌宏	5	5
副会長	渡辺 次夫	1B	1
公民館長	濱田 貴志	4	4
企画	栃村 剛史	1A	4
体育委員	安藤 公貴	3	3
保健委員	白川 邦雄	2B	5
会計	村田 完治	2A	3

地区委員	庄司 豊	1A	2
地区委員	綿貫 博理	1B	7
地区委員	山田 将紀	2A	6
地区委員	塩谷 豊	2B	6
地区委員	大園 一也	3	8
地区委員	安藤 直樹	4	7
地区委員	吉澤 忠司	5	7

会計監査委員	中津 仁	1A	1
会計監査委員	金子 誠	1B	6

◆ 交通安全協会 宝石台支部

敬称略

役職	氏名	地区	班
支部長	坂口 元康	4	
副支部長	木下 純一	1	
副支部長	稲垣 順一	5	
書記	川上 修敬	2	
会計	テピニ さくら	3	

会計監査	佐竹 直也	4	7
会計監査	竹内 道男	1	4

令和3年度宝石台自治会規約

前文

自治会は地域社会を代表する住民組織である。それはまた住民自治を日常的に支える組織である。生活環境を維持・発展させていくために、自ら地域の問題を提起し、話し合う場をもつことは住民にとって必要であるばかりでなく、住民の権利である。この権利を行使することによってのみ住民は地域の主人公たりうる。地域社会の中で自分たちの生活をよりよくしようとする全ての住民が共に話し合い、まちづくりをしていくための自主的ルールをここに定める。

第1章 総則

第2章

第1条 (名称)

本会は、宝石台自治会と称する(以下自治会という)。

第2条 (会員)

自治会は宝石台地域の居住世帯及び事業所をもって構成する。

第3条 (事務所)

自治会の事務所は自治会会長宅におく。

第2章 目的及び事業

第4条 (目的)

自治会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力、協調のもとに、会員の教養を高め、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政との協議・協力をすすめて住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

第5条 (事業)

自治会は、前条の目的を達成させるため、次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦をはかること。
2. 専門委員会活動に関すること。
3. 会内外の諸団体との連絡調整に関すること。
4. 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関すること。
5. 所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関すること。
6. 地域の将来計画の作成に関すること。
7. その他会の目的達成に必要な事業。
8. 自治会に自主防災部を置く。委員は自治会長が任命する。規約は別に定める

第3章 運営委員

第6条 (運営委員の種類)

自治会に次の運営委員を置く。

1. 役員 : 会長 1名、副会長 1名、
会計 1名、担当役員 若干名
2. 地区委員 : 若干名
3. 班長 : 若干名
4. 専門委員 : 若干名
5. 会計監査委員 : 若干名
6. 自主防災部委員 : 若干名

第7条 (運営委員の選出方法)

運営委員は、会員のなかから次により選出する。

1. 役員は、地区ごとに選出し、総会で承認を得る。
2. 地区委員は、地区毎に1名選出し、総会の承認を得る。
3. 班長は、班毎に1名を選出する。
4. 専門委員は会長が指名し、役員会の承認を得る。
5. 会計監査委員は、総会に於いて選出し、総会の承認を得る。
6. 運営委員の選出に当たっては、会員の全員が経験することを原則とする。

第8条 (運営委員の任務)

運営委員の任務は、他に定めるもののほか次の通りとする。

1. 会長は、自治会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代行する。

3. 会計は、自治会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
4. 担当役員は、総会及び役員会で決定した会務を行う。
5. 地区委員は、担当地区をまとめ、代表して会務に協力する。
6. 班長は、その班をまとめ、代表して会務に協力する。
7. 専門委員は、各専門委員会で決定した会務を行う。
8. 会計監査委員は、自治会の会計監査を行う。
9. 自主防災委員は、宝石台地区自主防災組織の構築と規約の作成および自治会内の防災・減災及び啓蒙に努める。

第9条 (運営委員の任期と欠員補充)

1. 運営委員の任期は1年とし、再選を妨げない。但し、引き続き4年を超えることはできない。
2. 運営委員が任期途中で辞任する場合は役員会の承認を得る。
3. 任期途中で欠員が生じた場合は役員会で補佐の必要性を判断し、第7条の規定で選任する。但し承認は、役員会とする。
4. 補充者の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

第10条 (会議の種類)

自治会に次の会議を設ける。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 班長会
- (4) 専門委員会

第11条 (総会)

総会は、自治会の最高決議機関であり、通常総会及び臨時総会とし、1世帯1名の会員をもって構成する。

1. 通常総会は毎年3月に開催する。
2. 次の場合に会長は臨時総会を開催することができる。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の2/3以上から請求があったとき。
 - (3) 役員会で議決したとき。

第12条 総会の議長は、総会において会員の中から選出する。

第13条 総会は次の事項を議決する。

1. 事業報告の承認。
2. 会計決算報告の承認。
3. 事業計画の承認。
4. 予算の承認。
5. 会費改訂の承認。
6. 規約の改定。
7. 運営委員の選出及び承認。
8. その他会の重要事項に関すること。重要事項の中で急を要するものは、役員会で議決執行し、次の総会で承認を受けるものとする。

第14条 (役員会)

役員会は、役員・地区委員をもって構成し、次の事項を審議する。

1. 総会に付議する事項。
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項。
3. 事業執行に必要な規定の制定及び改廃。
4. 地区および班の構成に関する事項。
5. 運営委員及び人数に関する事項。
6. その他会長が必要と認めた事項。

第15条 (役員会の開催)

次の場合に会長は役員会を開催することができる。

1. 役員会は、会長が必要に応じ開催し、議長は会長がその任にあたる。
2. 役員・地区委員の1/2以上から請求があったとき。
3. 会長は必要に応じ、専門委員及び班長に役員会への参加を依頼できる。
但し参加した専門委員及び班長には、議決権は有しない。

第16条 (班長会)

班長会は、班長・役員・地区委員をもって構成し、次の事項を審議する。

1. 事業計画執行の細部審議。
2. その他、緊急を要する事項。

第17条 (班長会の開催)

次の場合に会長は班長会を開催することができる。

1. 班長会は、会長が必要に応じ開催し、議長は班長から選出する。
2. 班長の1/2以上から請求があったとき。
3. 会長は必要に応じ、専門委員に班長会への参加を依頼できる。
但し参加した専門委員は、議決権を有しない。

第18条 (専門委員会)

専門委員は、役員会が必要と認めるとき設けることができ、次の事項を審議する。

1. 担当委員会の事業計画に関する事項。
2. 担当委員会の事業計画執行に関する事項。
3. その他担当委員長が必要と認められた事項。

第19条 (専門委員会の開催)

専門委員会は委員長が必要に応じ開催し、議長は委員長がその任にあたる。

第20条 (会議の成立及び議決方法)

1. 会議は構成員の1/2以上の出席により成立する。但し会議に出席できない構成員が委任状を提出した場合出席したものとみなす。
2. 会議の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
3. 委任状を提出した構成員は、表決を議長に委任したものとす。

第5章 会計

第21条 (会計年度)

自治会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日迄の1年とする。

第22条 (自治会の経費)

自治会の経費は、次に掲げるものをもって運営する。

- (1) 会費 (2) 補助金 (3) 寄付金
- (4) その他の収入

第23条 (会費)

1. 会の継続会員会費は1世帯年額2500円と任意の寄付金(消防協力費1500円を含む)とする。毎年4月以降に意向確認を行い、各戸の会費を決定し一括払いとする。新入会員の会費は義務費の2700円(交通安全協会費200円含)と任意の寄付金(消防協力費1500円を含む)とする。
2. 途中、入会/退会時の会費納入・払い戻しについては別紙により規定する。途中退会時の払い戻しについてはこれを行わない。寄付金の返金はしない。

第24条 (報酬)

運営委員の報酬は、次の通りとする。

1. 役員報酬は別に定める(別表1)。
2. 報酬を変更する必要がある場合は、総会の承認を得る。

第25条 (自主防災部経費)

1. 自主防災部の運営および備品等の経費は自治会費から支出する。その支出規定については別途規約に定める。

2. 自治会役員と防災部役員の兼任は妨げない。

3. 用途を変更する必要がある場合は、総会の承認を得る。

第6章

第26条 (会計監査)

会計監査委員は、通常総会前に監査を行い、総会に報告する。

第7章 加入及び脱会

第27条 (加入)

1. 自治会に加入しようとする世帯または事業所は、班長又は会長に届け出するものとする。
2. 宝石台地域に入居した世帯又は事業所があったときは、自治会はその世帯または事業所にこの会の趣旨を説明し、加入を案内するものとする。

第28条 (脱会)

会員の脱会は次の場合とする。

1. 宝石台地域に居住しなくなったとき。
2. 本人の申し出があったとき。

第8章 備付帳簿

第29条 自治会に次の帳簿を備付ける。

- (1) 自治会規約
- (2) 会員名簿
- (3) 運営委員名簿
- (4) 会議録
- (5) 会計簿

第9章 慶弔

実情及び状況に応じて会長が判断し決定する。

第10章 附則

第30条 (細則)

自治会の円滑運営と公平性を保つ目的のために、本規約に明記されていない自治会運営に関する事項は、役員会の議決により定めることができる。

第31条 (疑義の解明)

この規約に疑義が生じた場合は、役員会で解明する。

第32条 (施行)

この規約は、平成18年4月1日より一部改訂する。
平成24年3月25日より改訂とする。
平成31(2019)年4月1日より改訂とする。
令和2年4月1日より改訂とする。
令和3年4月1日より改訂とする。

さくら地区交通安全協会宝石台支部会則

第1章 総則

第1条(名称)

この協会は、さくら地区交通安全協会宝石台支部(以下「本会」という。)という。

第2条(会員)

本会は、宝石台自治会の会員をもって構成する。

第3条(会費)

会員は本会を運営するため、会費を負担するものとする。但し、その金額及び徴収方法は自治会総会で決定する。

第4条(事務所)

本会の事務所は、支部長宅に置く。

第2章 目的及び事業

第5条(目的)

本会は、宝石台地区の交通安全防止活動を推進し、安全で住みよい町づくりに寄与することを目的とする。

第6条(事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、交通防止のための広報啓発活動。
- 2、交通安全施設の設置及び維持管理の提言。
- 3、行政機関並びに関係団体との協力及び連絡調整。
- 4、その他の目的達成に必要なこと。

第3章 役員

第7条(役員の種類)

本会に、次の役員を置く。

- 1、支部長 - 1名
- 2、副支部長 - 2名
- 3、書記 - 1名
- 4、会計 - 1名
- 5、会計監査 - 2名

第8条(役員の選任方法)

役員は、会員の中から選出し、総会で承認を得る。

第9条(役員の任務)

- 1、支部長は本会を代表して会務を総括する。
- 2、副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはあらかじめ支部長が指名した順序でその職務を代行する。
- 3、書記は事務の処理を行う。
- 4、会計は本会の出納、その他の会計の事務をつかさどる。
- 5、会計監査は本会の会計を監査する。

第10条(役員の任期)

- 1、役員の任期は1年とする。再任を妨げない。但し引き続き4年を超えることはできない。
- 2、任期途中で欠員が生じた場合は役員会で補欠の必要性を判断し、第7条の規定で選出する。但し承認は役員会とする。
- 3、補欠による役員の任期は、前任者の残任期期間とする。

第11条(役員の報酬)

役員の報酬は交通通信費として支部長10000円、副支部長、書記、会計は5000円とする。

第4章 会議

第12条(会議)

本会の会議は総会及び役員会とする。

第13条(総会)

総会は、自治会総会の議題として次の事項を議決する。

- 1、会則改定の承認
- 2、事業報告及び決算報告の承認
- 3、事業計画及び予算の承認
- 4、その他、重要事項に関すること

第14条(役員会)

役員会は支部長、副支部長、書記、会計をもって構成する。

- 1、役員会は支部長が必要と認めたとときに召集し、支部長が議長となる。
 - 2、支部長は役員の1/2以上から請求があったとき開催する。
- ### 第15条(会議の成立及び議決方法)
- 1、総会は宝石台自治会規約による。
 - 2、役員会は構成員の1/2以上の出席により成立する。但し会議に出席できない構成員が委任状を提出した場合は出席したものとみなす。
 - 3、役員会の議決は、出席者の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
 - 4、委任状を提出した構成員は、表決を議長に委任したものとす

第5章 会計

第16条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31までの1年とする。

第17条(経費)

本会の経費は、会員の納入する会費及びその他の収入をもって充てる。

附則

- 1 この会則は、平成7年9月16日より施行する。
- 1 この会則は、平成16年4月4日より一部改定する。
- 1 この会則は、平成25年4月1日より一部改定する。